

世田谷区公報

目次

規 則

○職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（70）	2
○会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（71）	2
○世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則（72）	2
○世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則（73）	2
○世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則（74）	2
訓 令 甲	
○世田谷区総合支所処務規程の一部改正（20）	2
○世田谷区出張所処務規程の一部改正（21）	3
告 示	
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（499）	3
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示（500）	3
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示（501）	3
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示（502）	3
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示（503）	3
○世田谷区立公園条例に基づく水泳場の使用料の収納事務委託の告示（504）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示（505）	3
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の廃止の告示（506）	3
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示（507）	3
○地方自治法に基づく事務所移転等におけるリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示（508）	4
○地方自治法に基づく指定公金事務取扱者の名称の変更の告示（509）	4
○令和8年第2回世田谷区議会臨時会招集の告示（510）	4
○世田谷区公共物管理条例施行規則	

に基づく区管理道路線の一部廃止の告示（511）	4
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示（512）	4
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示（513）	4
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示（514）	4
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示（515）	4
○地方自治法に基づく予算の公表（516）	4
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（517）	4
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（518）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（519）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（520）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（521）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（522）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（523）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（524）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（525）	5
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（526）	6
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（527）	6
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示（528）	6
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（529）	6
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（530）	6
○世田谷区風景づくり条例に基づく風景づくり計画の変更及び関係図書の写しの縦覧の告示（531）	6
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（532）	6
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（533）	6
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（534）	6
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（535）	6
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（536）	7
○会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示（537）	7
○建築基準法に基づく道路位置指定	

の取消しの告示（538）	7
○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示（539）	7
○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立玉川野毛町公園の区域変更の告示（540）	7
○地方自治法に基づく指定納付受託者の所在地の変更の告示（541）	7
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示（542）	7
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（543）	7
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（544）	7
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（545）	7
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（546）	7
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（547）	8
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（548）	8
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示（549）	8
○地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示（550）	8
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（551）	8
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（552）	8
○世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則に基づく臨時運行許可番号標の失効の告示（553）	8
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（554）	8
○地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示（555）	8
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示（556）	8
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示（557）	9
公 告	
○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（53）	9
○マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく定款及び事業計画の変更認可の公告（54）	9
○マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく定款及び事業計画の変更認可に係る図書の縦覧の公告（55）	9
○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（56）	9
○マンションの再生等の円滑化に関する法律に基づく理事長の氏名及び住所の公告（57）	9
○住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公	

表 (58) 9

○土地収用法第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付に伴う当該書類の縦覧の公告 (59) 9

規 則 (教)

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (14) 9

告 示 (選)

○世田谷区選挙執行規程の一部改正 (26) 10

告 示 (農)

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (7) 10

規 則

次に掲げる規則を公布する。
令和8年7月31日
世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第70号
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第71号
会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第72号
世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成10年3月世田谷区規則第34号）の一部を次のように改正する。
第15条第1項中「公民権行使等休暇は」の次に「、職員が」を加え、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

附 則
（施行期日）
1 この規則は、令和8年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（施行前の準備）
2 この規則による改正後の第15条第1項の規定による公民権行使等休暇の取得のために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年1月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、会計年度任用職員」を「、会計年度任用職員が、当該会計年度任用職員」に、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

附 則
（施行期日）
1 この規則は、令和8年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（施行前の準備）
2 この規則による改正後の第17条第1項の規定による公民権行使等休暇の取得のために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則（平成27年2月世田谷区規則第5号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項第1号を削り、同項中第2号を第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。
第5条の2第1項第1号を次のように改める。
（1） 小学校就学前子どもの属する世帯の所得の状況を証明する書類（法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を受けようとする場合に限る。）
別表第2備考第4項を次のように改める。
4 3の項は、勤務先の命令（自営業の場合（区長が認める場合を除く。）並びに出張及び自己都合等によるものを除く。）により、保育所等の利用の開始を希望する月の1日から引き続く3箇月以上単身赴任であることが確認できた場合に適用する。
第1号様式裏面を次のように改める。
様式省略
第3号様式を次のように改める。
様式省略
第13号様式第1面を次のように改める。
様式省略
第13号様式第3面から第5面までを次のように改める。
様式省略

附 則
1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。
2 この規則による改正後の世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例の施行等に関する規則の規定は、令和8年10月1日以後の保育所等（世田谷区教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに保育所等の利用調整等に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第40号）第6条に規定する保育所等をいう。以下同じ。）の利用に係る当該利用の調整

及び承諾について適用し、同日前の保育所等の利用に係る当該利用の調整及び承諾については、なお従前の例による。

次に掲げる規則を公布する。
令和8年7月31日
世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第73号
世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第74号
世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和59年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。
第1条の2に次の1号を加える。
（3） 条例別表に定める障害又は疾病の程度を有する者であることを確認することができる書類が、やむを得ない事由により基準日までに整わないこと（当該書類の交付日又は決定日が基準日までである場合に限る。）。
第5条第2項第1号中「又は配偶者特別控除額」を「、配偶者特別控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

附 則
1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。
2 この規則による改正後の第1条の2第3号の規定は、令和8年4月1日以後の事由について適用し、同日前の事由については、なお従前の例による。

世田谷区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区児童育成手当条例施行規則（昭和57年6月世田谷区規則第42号）の一部を次のように改正する。
第3条中「3,661,000円」を「3,758,000円」に改める。

附 則
1 この規則は、令和8年8月1日から施行する。
2 この規則による改正後の第3条の規定は、令和8年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第20号

庁 中 一 般
総 合 支 所

世田谷区総合支所処務規程（平成11年3月世田谷区訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。
令和8年7月31日
世田谷区長 保 坂 展 人

第8条の表区民課の部区民係の項第17号中「の交付申請の受付及びその引渡し（転

入者の分及び再交付に係るものに限る。）」を「及び資格情報通知書の再交付」に改め、同項第22号中「限度額適用及び標準負担額減額認定証の交付申請の受付（再交付に係るものに限る。）」を「資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書の受理」に改める。

別表 2 の部区民課の款10の項課長決定の欄第 2 号中「の交付申請の受付（転入者の分及び再交付に係るものに限る。）」を「及び資格情報通知書の再交付申請の受付」に改め、同欄第 3 号中「の引渡し（転入者の分及び再交付に係るものに限る。）」を「及び資格情報通知書の引渡し」に改め、同欄第10号を次のように改める。

10 資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書を受理すること。

附 則

この訓令は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

◎世田谷区訓令甲第21号

庁 中 一 般
総 合 支 所
出 張 所

世田谷区出張所処務規程（平成 3 年 4 月世田谷区訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 31 日

世田谷区長 保 坂 展 人

第 2 条第20号中「の交付申請の受付及びその引渡し（転入者の分及び再交付に係るものに限る。）」を「及び資格情報通知書の再交付」に改める。

別表 2 の部一般事務の款11の項所長決定の欄第 2 号中「の交付申請の受付及びその引渡し（転入者の分及び再交付に係るものに限る。）」を「及び資格情報通知書の再交付に関する申請の受付及びその引渡し」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第499号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年 3 月世田谷区条例第13号）第13条第 1 項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第500号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の 9 第 1 項及び第59条の 4 第 1 項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第 1 号及び第59条の 4 第 1 項の規定により別紙のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第501号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第 1 項及び第59条の 4 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第 1 号及び第59条の 4 第 1 項の規定により別紙のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第502号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の 4 第 1 項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第 2 号及び第59条の 4 第 1 項の規定により別紙のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第503号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第 3 号及び第59条の 4 第 1 項の規定により別紙のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第504号

世田谷区立公園条例（昭和33年 4 月世田谷区条例第 4 号）第13条に規定する使用料のうち、水泳場の使用料の収納事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 委託を受けた者

(1) 名 称 株式会社エイト世田谷支店

(2) 所在地 東京都世田谷区喜多見四丁目23番21号

2 委託した歳入等

使用料

3 法第243条の 2 第 1 項の規定による指定をした日

令和 8 年 7 月 1 日

4 委託施設

世田谷区立世田谷公園水泳場及び
世田谷区立玉川野毛町公園水泳場

5 委託期間

令和 8 年 7 月 1 日から同年 9 月 22 日まで

◎世田谷区告示第505号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第 1 項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 事業者の名称

こうもと株

2	主たる事務所の所在地	株式会社 東京都杉並区上高井戸一丁目 8 番 19 号サンハイッハ幡山 A 棟 203 号室
3	事業所の名称	たまけア相談室
4	事業所の所在地	東京都世田谷区南鳥山三丁目 23 番 3 号ガーデンヒル寿々木 103 号室
5	事業所番号	1331205029
6	事業の種類	特定相談支援事業
7	事業の主たる対象者	特定なし
8	指定の年月日	令和 8 年 7 月 1 日

◎世田谷区告示第506号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第 4 項の規定による指定特定相談支援の事業の廃止の届出があったので、同法第51条の30第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

1	事業者の名称	株式会社 S u n f l o w e r
2	主たる事務所の所在地	東京都世田谷区南鳥山四丁目 3 番 8 号マノアル世田谷 105 号室
3	事業所の名称	オレンジケア相談室
4	事業所の所在地	東京都世田谷区南鳥山四丁目 3 番 8 号マノアル世田谷 105 号室
5	事業所番号	1331203826
6	事業の種類	特定相談支援事業
7	事業の主たる対象者	特定なし
8	廃止の年月日	令和 8 年 6 月 30 日

◎世田谷区告示第507号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の 5 の15第 1 項及び第59条の 4 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の 5 の25第 1 号及び第59条の 4 第 1 項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 1 日

1	事業者の名称	エルボヤージュ世田谷
---	--------	------------

世田谷区公報

2 事業所の所在地 尾山台 東京都世田谷区尾山台三丁目31番1号尾山台ガーディアン101号室		2 招集する場所 後1時 世田谷区議会 議場		区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和8年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年7月6日 世田谷区長 保坂展人 1 番号 (1) 42-Z032 (2) 42-Z033 2 区間 (1) 世田谷区給田二丁目958番1地先無番から1016番1地先無番まで (2) 世田谷区給田二丁目958番1地先無番から958番1地先無番まで 3 廃止の期日 令和8年7月6日
3 申請者の名称 エルボヤージュ株式会社		3 案 件 (1) 議 案 令和8年度世田谷区一般会計補正予算（第2次） (2) 報 告 議会の委任による専決処分の報告 （郵便物の後納料金の支払遅延に係る損害賠償額の決定） 議会の委任による専決処分の報告 （旧世田谷区立保健センター解体工事） 議会の委任による専決処分の報告 （世田谷区立玉川野毛町公園第2期拡張工事） 令和8年4月分例月出納検査の結果について (3) 請願の処理 (4) 請願の付託		◎世田谷区告示第508号 事務室移転等におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。 令和8年7月1日 世田谷区長 保坂展人 1 委託を受けた者 (1) 名 称 株式会社伸榮産業世田谷営業所 (2) 所在地 東京都世田谷区宇奈根一丁目6番1号 2 委託した歳入等 リサイクル資源の売払代金 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和8年7月1日 4 委託期間 令和8年7月1日から同年10月30日まで
◎世田谷区告示第509号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定による指定公金事務取扱者の名称を変更する届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。 令和8年7月1日 世田谷区長 保坂展人 1 名 称 変更前 株式会社N T T ドコモ 変更後 株式会社N T T ドコモ・フィナンシャルグループ 2 所在地 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 3 変更年月日 令和8年7月1日		◎世田谷区告示第511号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。 この関係図面は、令和8年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年7月6日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 42-G021-01 2 一部を廃止する起終点 （旧）世田谷区給田二丁目1012番1地先無番から1012番1地先無番まで （新）世田谷区給田二丁目1012番1地先無番から1012番1地先無番まで 3 廃止の期日 令和8年7月6日		◎世田谷区告示第514号 区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。 この関係図面は、令和8年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年7月6日 世田谷区長 保坂展人 1 番号 (1) 42-Z139 (2) 42-Z140 2 区間 (1) 世田谷区給田二丁目958番2地先無番から982番1地先無番まで (2) 世田谷区給田二丁目958番2地先無番から958番1地先無番まで 3 用途 区管理水路
◎世田谷区告示第510号 令和8年第2回世田谷区議会臨時会を下記により招集する。 令和8年7月3日 世田谷区長 保坂展人 記 1 招集する年月日 令和8年7月6日（月）午		◎世田谷区告示第512号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。 この関係図面は、令和8年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和8年7月6日 世田谷区長 保坂展人 1 指定番号 42-G029-01 2 廃止する起終点 世田谷区給田二丁目1016番1地先無番から1016番ロ地先無番まで 3 廃止の期日 令和8年7月6日		◎世田谷区告示第515号 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。 令和8年7月6日 世田谷区長 保坂展人 別紙省略
◎世田谷区告示第513号		◎世田谷区告示第516号 令和8年7月6日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。 令和8年7月7日 世田谷区長 保坂展人 令和8年度世田谷区一般会計補正予算（第2次） 別添省略		◎世田谷区告示第517号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 9 日から
15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 9 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

- (1) 28－1
- (2) 28－1
- (3) 28－1
- (4) 28－1
- (5) 26－39

2 供用開始の区間

- (1) 世田谷区松原三丁目534番 8 の内
- (2) 世田谷区松原三丁目534番 8 の内
- (3) 世田谷区松原三丁目534番 8 の内
- (4) 世田谷区松原三丁目534番 8 の内
- (5) 世田谷区松原三丁目534番11の内

3 供用開始の区域

- (1) 延 長 32.37メートル
幅 員 0.24メートルから
0.42メートルまで
面 積 12.13平方メートル
- (2) 延 長 16.58メートル
幅 員 0.27メートルから
0.35メートルまで
面 積 5.24平方メートル
- (3) 延 長 17.46メートル
幅 員 0.07メートルから
0.31メートルまで
面 積 3.90平方メートル
- (4) 延 長 20.84メートル
幅 員 0.26メートルから
0.65メートルまで
面 積 10.06平方メートル
- (5) 延 長 7.12メートル
幅 員 0.00メートルから
0.41メートルまで
面 積 2.39平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 7 月 9 日

◎世田谷区告示第518号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成
14年 3 月世田谷区規則第45号）第 4 条第 2
項の規定に基づき区管理道路線の区域を次
のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定
に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 10 日から
15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号

33－D117－10

2 変更の区間

世田谷区奥沢五丁目301番19の内

3 変更の区域

延 長 8.69メートル
幅 員 0.28メートル
面 積 2.45平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 7 月 10 日

◎世田谷区告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の
規定に基づき、特別区道路線の区域を次の

ように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 10 日から
15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

40－4

2 変更の区間

世田谷区下馬六丁目51番83の内か
ら51番 4 の内まで

3 変更の区域

延 長 13.71メートル
幅 員 0.03メートルから
0.17メートルまで
面 積 1.45平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 7 月 10 日

◎世田谷区告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の
規定に基づき、特別区道路線の区域を次の
ように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 10 日から
15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

40－1

2 変更の区間

世田谷区船橋二丁目342番18の内

3 変更の区域

延 長 5.86メートル
幅 員 0.17メートルから
0.18メートルまで
面 積 1.06平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 7 月 10 日

◎世田谷区告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第
1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域
を次のように変更する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 10 日から
15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28－1

2 変更の区間

世田谷区野沢一丁目518番 7 から
518番 8 まで

3 変更の区域

延 長 9.04メートル
幅 員 1.48メートルから
1.55メートルまで
面 積 13.73平方メートル

◎世田谷区告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の
規定に基づき、特別区道路線の区域を次の
ように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 10 日から
15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28－1

2 変更の区間

世田谷区上祖師谷二丁目417番 3
の内

3 変更の区域

延 長 9.59メートル
幅 員 0.62メートルから
0.63メートルまで
面 積 6.07平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 7 月 10 日

◎世田谷区告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の
規定に基づき、特別区道路線の区域を次の
ように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 10 日から
15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28－1

2 変更の区間

世田谷区上祖師谷二丁目325番 6

3 変更の区域

延 長 11.97メートル
幅 員 0.18メートル
面 積 2.19平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 7 月 10 日

◎世田谷区告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の
規定に基づき、特別区道路線の区域を次の
ように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 10 日から
15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号

28－1

2 変更の区間

世田谷区羽根木二丁目1746番25の
内

3 変更の区域

延 長 18.05メートル
幅 員 0.56メートルから
0.63メートルまで
面 積 10.24平方メートル

4 供用開始の期日

令和 8 年 7 月 10 日

◎世田谷区告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の
規定に基づき、特別区道路線の区域を次の
ように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 10 日から
15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 10 日

令和 8 年 7 月 13 日		
◎世田谷区告示第 533 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 7 月 13 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 7 月 13 日 世田谷区長 保 坂 展 人		
1 認定番号 36－5 2 変更の区間 世田谷区北烏山六丁目 1789 番 2 の内 3 変更の区域 延 長 22.61メートル 幅 員 0.18メートルから 0.25メートルまで 面 積 4.27平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 7 月 13 日		
◎世田谷区告示第 534 号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 45 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 7 月 13 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 7 月 13 日 世田谷区長 保 坂 展 人		
1 指定番号 21－D187－21 2 変更の区間 世田谷区代田四丁目 748 番 47 の内 3 変更の区域 延 長 6.41メートル 幅 員 0.58メートルから 0.61メートルまで 面 積 3.85平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 7 月 13 日		
◎世田谷区告示第 535 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 7 月 13 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 7 月 13 日 世田谷区長 保 坂 展 人		
1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区上祖師谷二丁目 389 番 1 3 変更の区域 延 長 17.55メートル 幅 員 1.55メートルから 1.64メートル 面 積 28.40平方メートル 4 供用開始の期日		
世田谷区長 保 坂 展 人		
1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区北沢五丁目 847 番 16 の内から 847 番 17 の内まで 3 変更の区域 延 長 8.05メートル 幅 員 0.63メートル 面 積 5.12平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 7 月 10 日		
◎世田谷区告示第 526 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 7 月 10 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 7 月 10 日 世田谷区長 保 坂 展 人		
1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区松原六丁目 364 番 1 の内 3 変更の区域 延 長 2.78メートル 幅 員 0.63メートル 面 積 1.77平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 7 月 10 日		
◎世田谷区告示第 527 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 7 月 10 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 7 月 10 日 世田谷区長 保 坂 展 人		
1 認定番号 28－1 2 変更の区間 世田谷区太子堂三丁目 92 番 3 の内 3 変更の区域 延 長 6.64メートル 幅 員 0.78メートルから 0.85メートルまで 面 積 5.56平方メートル 4 供用開始の期日 令和 8 年 7 月 10 日		
◎世田谷区告示第 528 号 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和 8 年 7 月 10 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 7 月 10 日 世田谷区長 保 坂 展 人		
1 認定番号 28－1 2 変更の区間		
世田谷区太子堂三丁目 92 番 3 の内 3 変更の区域 延 長 0.05メートル 幅 員 0.85メートル 面 積 0.04平方メートル		
◎世田谷区告示第 529 号 世田谷区みどりの基本条例（平成 17 年 3 月世田谷区条例第 13 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和 8 年 7 月 10 日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略		
◎世田谷区告示第 530 号 世田谷区みどりの基本条例（平成 17 年 3 月世田谷区条例第 13 号）第 13 条第 1 項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和 8 年 7 月 10 日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略		
◎世田谷区告示第 531 号 風景づくり計画（平成 20 年 3 月世田谷区告示第 222 号）を変更したので、世田谷区風景づくり条例（平成 11 年 3 月世田谷区条例第 3 号）第 6 条第 6 項において準用する同条第 5 項の規定により、次のとおり告示し、景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成 16 年農林水産省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 3 条の規定により、当該風景づくり計画の図書の写しを公衆の縦覧に供する。 令和 8 年 7 月 10 日 世田谷区長 保 坂 展 人		
1 風景づくり計画 別紙のとおり 2 縦覧場所 世田谷区都市整備政策部都市デザイン課 別紙省略		
◎世田谷区告示第 532 号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 45 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和 8 年 7 月 13 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 8 年 7 月 13 日 世田谷区長 保 坂 展 人		
1 指定番号 12－D286－18 2 変更の区間 世田谷区太子堂四丁目 452 番 13 の内から 452 番 12 の内まで 3 変更の区域 延 長 13.44メートル 幅 員 0.72メートルから 0.73メートルまで 面 積 9.82平方メートル 4 供用開始の期日		

令和 8 年 7 月 13 日

◎世田谷区告示第536号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 13 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 13 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原一丁目57番10の内
- 3 変更の区域
延長 10.99メートル
幅員 0.63メートル
面積 7.00平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 8 年 7 月 13 日

◎世田谷区告示第537号

会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和 2 年 4 月世田谷区告示第341号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 14 日

世田谷区長 保 坂 展 人

本則中	「戸籍相談支援専門員 月額」	

160,457円	32,091円	192,548円
----------	---------	----------

を	「戸籍相談支援専門員 月額」		160,45
			から20

7円 0.57	32,091円 から40,11 4円まで	192,548円 から240,68 5円まで	に

附 則

この規程による改正後の会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の規定は、令和 8 年 7 月 1 日以後の会計年度任用職員の報酬に適用する。

◎世田谷区告示第538号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 15 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定取消番号 第2967号
- 2 指定取消年月日 令和 8 年 7 月 14 日
- 3 指定取消の位置 東京都世田谷区中町二丁目30番 4、5、6 の各一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 19.25メートル
- 6 申請者氏名 臼井 幹雄

◎世田谷区告示第539号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項ただし書の規定に基づき、世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和 8 年 7 月 15 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 開催日時 令和 8 年 7 月 30 日（木）
午後 4 時
- 2 開催場所 世田谷区役所三軒茶屋庁舎 3 階 会議室
- 3 議題
(1) 会長及び同職務代理の互選について
(2) その他

◎世田谷区告示第540号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例（昭和33年 4 月世田谷区条例第 4 号）第 2 条の 2 の規定に基づき告示する。

令和 8 年 7 月 17 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 名 称 世田谷区立玉川野毛町公園
- 2 位 置 東京都世田谷区野毛一丁目25番 1 号
- 3 区 域 別紙案内図のとおり
- 4 変 更 の 期 日 令和 8 年 7 月 18 日

別紙省略

◎世田谷区告示第541号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定による指定納付受託者の事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 22 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 名 称 株式会社トラストバンク
- 2 所在地
変更前 東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号
変更後 東京都港区北青山二丁目 14 番 4 号
- 3 変更年月日
令和 8 年 7 月 21 日

◎世田谷区告示第542号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年 3 月世田谷区条例第13号）第 9 条第 1 項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和 8 年 7 月 22 日

世田谷区長 保 坂 展 人

別紙省略

◎世田谷区告示第543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 23 日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 23 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山四丁目1408番 6 の内
- 3 変更の区域
延長 5.14メートル
幅員 0.19メートルから
0.21メートルまで
面積 1.06平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 8 年 7 月 23 日

◎世田谷区告示第544号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年 3 月世田谷区規則第45号）第 4 条第 2 項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 23 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 23 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
22-G104
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢五丁目1355番 5 の内
- 3 変更の区域
延長 10.20メートル
幅員 0.36メートル
面積 3.72平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 8 年 7 月 23 日

◎世田谷区告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 23 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 23 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区上北沢三丁目1104番43の内から1104番40の内まで
- 3 変更の区域
延長 8.51メートル
幅員 0.16メートルから
0.23メートルまで
面積 1.91平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 8 年 7 月 23 日

◎世田谷区告示第546号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年 3 月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除につい

世 田 谷 区 公 報

て別紙のように告示する。

令和 8 年 7 月 23 日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第547号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 24 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
40－1
- 2 変更の区間
世田谷区上祖師谷二丁目635番16の内から635番7の内まで
- 3 変更の区域
延長 6.39メートル
幅員 0.02メートルから
0.12メートルまで
面積 0.36平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 8 年 7 月 24 日

◎世田谷区告示第548号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 24 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28－1
- 2 変更の区間
世田谷区桜丘三丁目2908番3の内
- 3 変更の区域
延長 13.24メートル
幅員 0.60メートルから
0.62メートルまで
面積 8.14平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 8 年 7 月 24 日

◎世田谷区告示第549号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 24 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
41－G047
- 2 廃止する起終点
世田谷区北烏山七丁目2321番1地先無番から2321番1地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和 8 年 7 月 24 日

◎世田谷区告示第550号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第6号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 7 月 24 日

世田谷区長 保 坂 展 人
以下省略

◎世田谷区告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 27 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 27 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
(1) 28－1
(2) 45－18
- 2 変更の区間
(1) 世田谷区北烏山九丁目1902番4の内
(2) 世田谷区北烏山九丁目1902番4の内
- 3 変更の区域
(1) 延長 7.49メートル
幅員 0.62メートルから
0.63メートルまで
面積 4.74平方メートル
(2) 延長 10.10メートル
幅員 0.00メートルから
0.18メートルまで
面積 0.92平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 8 年 7 月 27 日

◎世田谷区告示第552号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 27 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 27 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
13－D033－05
- 2 変更の区間
世田谷区下馬五丁目43番23の内
- 3 変更の区域
延長 8.94メートル
幅員 0.64メートルから
0.65メートルまで
面積 5.81平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 8 年 7 月 27 日

◎世田谷区告示第553号

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

第34条の規定に基づき許可貸与した次の臨時運行許可番号標は、紛失によりこれを失効としたので、世田谷区自動車の臨時運行許可に関する施行細則（平成4年7月世田谷区規則第86号）第9条の規定に基づき告示する。

令和 8 年 7 月 28 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 紛失によるもの
砧総合支所許可分
品川62－27

◎世田谷区告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 8 年 7 月 29 日から 15 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 29 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28－1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤一丁目149番37の内から149番38の内まで
- 3 変更の区域
延長 12.70メートル
幅員 0.19メートルから
0.20メートルまで
面積 2.53平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和 8 年 7 月 29 日

◎世田谷区告示第555号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 31 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社博報堂
(2) 所在地 東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂Bizタワー
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
寄附金
- 3 指定納付受託者の指定をした日
令和 8 年 8 月 1 日

◎世田谷区告示第556号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 31 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 事業所の名称
リハテラス町田駅前通り
- 2 事業所の所在地
東京都町田市森野五丁目14番19号森野貸店舗1F
- 3 事業者の名称
株式会社オン・ザ・プラネット

- 4 指定年月日 令和8年4月14日
5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第557号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和8年7月31日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

公 告

◎世田谷区公告第53号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年7月1日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は 工区に含まれる 地域の名称	2 許可を受けた者 の住所及び氏名
東京都世田谷区 経堂四丁目 529番5 529番28 529番29 529番30 529番31 529番32 529番33 529番34 529番35 529番36 529番37 529番38	東京都新宿区 西新宿二丁目4番1号 住友不動産株式会社 代表取締役 小林 正人

◎世田谷区公告第54号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月8日

世田谷区長 保坂展人

- 組合の名称
給田北住宅マンション建替組合
- 建替前マンションの名称及びその敷地の区域
給田北住宅
東京都世田谷区給田三丁目944番1及び944番11
- 再生後マンションの敷地の区域
東京都世田谷区給田三丁目944番1及び944番11
- 事業施行期間
マンション再生組合設立認可公告の日から令和8年3月まで

5 事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地旭化成不動産レジデンス株式会社社内

6 設立認可の年月日

令和4年1月25日

7 変更内容

組合の名称を「給田北住宅マンション再生組合」に変更する。

事業施行期間を「マンション再生組合設立認可公告の日から令和9年3月まで」に変更する。

8 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和8年7月8日

◎世田谷区公告第55号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、定款及び事業計画の変更の認可をしたので、当該認可に係る図書を同条第2項において準用する同法第14条第3項の規定により公衆の縦覧に供するので、マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年7月8日

世田谷区長 保坂展人

- 建替前マンションの名称及びその敷地の区域
給田北住宅
東京都世田谷区給田三丁目944番1号及び11号
- 縦覧の場所
世田谷区都市整備政策部居住支援課
- 縦覧の時間
午前8時30分から午後5時まで

◎世田谷区公告第56号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和8年7月23日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は 工区に含まれる 地域の名称	2 許可を受けた者 の住所及び氏名
東京都世田谷区 大蔵三丁目 118番37	東京都渋谷区 神宮前五丁目53番67号 東京都住宅供給公社 理事長 浜 佳葉子

◎世田谷区公告第57号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第25条第1項の規定により給田北住宅マンション再生組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年7月27日

世田谷区長 保坂展人
以下省略

◎世田谷区公告第58号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和8年7月27日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区公告第59号

東京都収用委員会から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第1項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写し並びに同法第47条の3第1項に規定する書類並びに同法第47条の4第1項の規定による書類の写しの送付を受けたので、同法第42条第2項の規定及び同法第47条の4第2項において準用する同法第42条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

令和8年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 起業者の名称
東京都
- 事件名
令和8年第11号 令和8年第11号の2
東京都市計画都市高速鉄道事業第10号線及び東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道第10号線付属街路第14号線のための土地収用事件
- 収用しようとする土地の所在、地番及び地目
東京都世田谷区南烏山五丁目709番20 山林
- 縦覧場所
東京都世田谷区玉川一丁目20番1号
世田谷区道路・交通計画部交通政策課
- 縦覧期間
令和8年7月29日から同年8月12日まで

規 則（教）

次に掲げる規則を公布する。

令和8年7月31日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第14号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「公民権行使等休暇は」の次に「職員が」を加え、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、

被害者参加人等としての国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 8 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行前の準備）

2 この規則による改正後の第 17 条第 1 項の規定による公民権行使等休暇の取得のために必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

告 示（選）

◎世田谷区選挙管理委員会告示第 26 号

世田谷区選挙執行規程（平成 12 年 3 月世田谷区選挙管理委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 16 日

世田谷区選挙管理委員会

第 3 条中「世田谷区公告式条例（昭和 25 年 9 月世田谷区条例第 7 号）」を「世田谷区公告式規則（昭和 40 年 3 月世田谷区規則第 14 号）」に改める。

第 70 条第 3 項中「その他の文字（デザイン文字を含む。）」を削る。

第 92 条第 1 号中イをアとし、ロをイとし、ハをウとし、同号ニ中「12,000 円」を「23,000 円」に改め、同号ニを同号エとし、同号ホ中「1,000 円」を「1,500 円」に、「3,000 円」を「4,500 円」に改め、同号ホを同号オとし、同号ヘ中「500 円」を「1,000 円」に改め、同号ヘを同号カとし、同条第 2 号イ中「10,000 円」を「15,000 円」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「15,000 円」を「20,000 円」に改め、同号ロを同号イとし、同号ハ中「15,000 円」を「20,000 円」に改め、同号ハを同号ウとし、同号ニ中「15,000 円」を「20,000 円」に改め、同号ニを同号エとし、同条第 3 号イ中「第 1 号イからハまで」を「第 1 号アからウまで」に改め、同号イを同号アとし、同号ロ中「10,000 円」を「20,000 円」に改め、同号ロを同号イとし、同条第 4 号中イをアとし、ロをイとする。

第 105 条の見出しを「（選挙人等の出頭及び証言の請求）」に改め、同条中「第 212 条（選挙人等の出頭及び証言の請求）」を「第 212 条（選挙人等の出頭及び証言の請求）第 1 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 212 条第 2 項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 205 条（尋問に代わる書面の提出）第 2 項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等（以下「提供者」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により当該事項を提供できるものとする。

- (1) 電磁的記録を記録した記録媒体を委員会に郵送又は持参する。
- (2) 電磁的記録を電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提供者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により、委員会に送信する。

第 50 号様式中「印鑑及び」を削る。

第 51 号様式中「」を削る。

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第 7 号

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 27 条第 1 項の規定に基づき、第 36 回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和 8 年 7 月 14 日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和 8 年 7 月 23 日（木）
午後 4 時
- 2 開催場所 三軒茶屋分庁舎 3 階 会議室
- 3 審議事項
 - (1) 第 1 号議案 農地法に基づく許可申請について
 - (2) 第 2 号議案 農地法に基づく転用届出について
 - (3) 第 3 号議案 その他の事項について